# 代議員選挙細則

平成 23(2011)年 11 月 12 日 理事会制定 平成 25(2013)年 3 月 2 日 理事会改定 平成 28(2016)年 2 月 12 日 理事会改定 平成30(2018)年12月1日 理事会改定

(総則)

第 1 条 公益社団法人日本医学物理学会(以下「本会」という)の代議員の選挙に関して は、定款による以外は、この細則による。

### (選挙管理委員会)

第2条 代議員の選挙に必要な業務は、別に定める選挙管理委員会が行う。

## (代議員の定数)

- 第3条 選挙管理委員長は、選挙の年の7月1日以降に選挙管理委員会を開催し、選挙の年の7月1日現在の正会員数の確認を行うとともに、選出する代議員数を確認する。
  - 2 代議員数は、前項で確認された正会員数を 20 で除した数とし、端数は切り上げる。
  - 3 選挙管理委員長は、正会員名簿等一式を作成する。

# (代議員の資格)

第4条 代議員となりうる者は、正会員である者とする。

(立候補)

第 5 条 代議員選挙に立候補をする者は、期限内に選挙管理委員会に所定の様式により届 け出なければならない。

#### (選挙)

- 第6条 代議員の選挙は、2年に1度10月に実施する。
  - 2 投票は、20 名不完全連記によるものとし、本会のホームページより電子的かつ無記名で行う。
  - 3 最下位当選者に同数者が生じた場合は、最下位当選者同士で再投票により選出す る。

(次期代議員の資格の確認並びに決定)

- 第7条 理事会は、当選した次期代議員の資格を確認する。
  - 2 前項において問題がない場合には次期代議員として確認する。
  - 3 決定した代議員は、速やかにホームページに氏名を公表するものとし、公表をもって代議員選挙の終了とする。

(補則)

第8条 この細則の改正は、理事会の決議により行われる。